

調理師の皆様へ

飲食物を調理して供与する給食施設や飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業で調理の業務に従事している調理師は、調理師業務従事者届を出すことが義務づけられています。

本届出制度は、調理師の就業状況の実態を明らかにし、調理師による地域住民や施設利用者の食生活向上のための取組を充実させていくことを目的として実施されています。

届出は、2年ごとに行うこととなっており、今年度は届出の年度に当たります。趣旨を十分に御理解いただき、届出に御協力ください。

○ 届出が必要な調理師

次の施設又は営業で調理の業務に従事している調理師

・ 給食施設

寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設等であって、飲食物を調理して供与している施設

※調理を委託している場合には、委託先において適切に報告がなされるようにご配慮願います。

・ 営業

飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業

○ 令和6年12月31日現在の状況を、令和6年12月31日（火）から令和7年1月15日（水）までに、就業地を管轄している岩手県の保健所（就業地が盛岡市の場合には岩手県県央保健所）に届け出てください。

※ 保健所窓口への届出期間は、令和7年1月6日（月）～1月15日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）となります。

○ 届出の方法

保健所窓口への提出、郵送、電子申請

○ 詳しくは、最寄りの岩手県の保健所又は岩手県環境生活部県民くらしの安全課（Tel:019-629-5385）にお問い合わせください。

【岩手県公式ホームページ】

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/shoku/chorishi/1078846.html>

岩手県 調理師業務従事者届 で検索

岩 手 県